

交通事故死ゼロ日数表

(公益社団法人北海道交通安全推進委員会)

令和7年8月31日現在

市町村名	起算日（発生の翌日）	継続日数	備 考
北 見 市	令和 7 年 7 月 2 1 日	42 日	
網 走 市	令和 7 年 1 月 2 9 日	215 日	1月28日死亡事故発生
紋 別 市	令和 6 年 7 月 1 6 日	412 日	
美 幌 町	令和 6 年 1 2 月 5 日	270 日	
津 別 町	令和 5 年 9 月 2 7 日	705 日	
斜 里 町	令和 5 年 3 月 2 5 日	891 日	
清 里 町	平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日	3, 175 日	
小清水町	令和 7 年 8 月 9 日	23 日	8月8日死亡事故発生
訓子府町	令和 3 年 3 月 2 6 日	1, 620 日	
置 戸 町	平成 2 9 年 3 月 1 7 日	3, 090 日	
佐呂間町	令和 7 年 3 月 2 6 日	159 日	
遠 軽 町	令和 7 年 8 月 2 5 日	7 日	8月24日死亡事故発生
湧 別 町	令和 7 年 1 月 3 1 日	213 日	
滝 上 町	平成 2 7 年 1 1 月 1 4 日	3, 579 日	
興 部 町	令和 7 年 8 月 2 4 日	8 日	8月23日死亡事故発生
西興部村	平成 7 年 1 月 3 1 日	11, 171 日	
雄 武 町	平成 2 9 年 6 月 2 3 日	2, 992 日	
大 空 町	令和 4 年 1 1 月 1 8 日	1, 018 日	

ゼロ運動顕彰基準日数表

基準日数	北見市・網走市	紋別市・町村
500日	○	—
1000日	○	○
1500日	○	—
2000日	○	○
以降500日ごと	○	—
以降1000日ごと	—	○

住民による交通事故死ゼロ日数表

(オホーツク地区交通安全推進協議会)

令和7年8月31日現在

市町村名	起算日（発生の翌日）	継続日数	備 考
北 見 市	令和 7 年 6 月 2 9 日	64 日	
網 走 市	令和 6 年 5 月 2 9 日	460 日	
紋 別 市	令和 6 年 7 月 1 6 日	412 日	
美 幌 町	令和 7 年 6 月 3 0 日	63 日	
津 別 町	令和 4 年 4 月 1 2 日	1, 238 日	
斜 里 町	平成 3 0 年 7 月 2 4 日	2, 596 日	
清 里 町	平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日	4, 281 日	
小清水町	令和 7 年 8 月 9 日	23 日	8月8日死亡事故発生
訓子府町	平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日	5, 422 日	
置 戸 町	平成 2 9 年 3 月 1 7 日	3, 090 日	
佐呂間町	令和 7 年 8 月 2 4 日	8 日	8月23日死亡事故発生
遠 軽 町	令和 7 年 8 月 1 0 日	22 日	8月9日死亡事故発生
湧 別 町	令和 6 年 7 月 2 7 日	401 日	
滝 上 町	令和 6 年 4 月 1 8 日	501 日	
興 部 町	令和 2 年 2 月 2 9 日	2, 011 日	
西興部村	平成 1 4 年 2 月 5 日	8, 609 日	
雄 武 町	令和 3 年 1 1 月 2 2 日	1, 379 日	
大 空 町	令和 5 年 3 月 1 0 日	906 日	

ゼロ運動顕彰基準日数表

基準日数	市	町村
200日	○（北見市）	—
300日	○	—
500日	○	○
1000日	○	○
以降500日ごと	○	○

交通事故死ゼロ日数の算定方法

1 オホーツク地区交通安全協議会と公益社団法人北海道交通安全推進委員会との違い

(1) オホーツク地区交通安全協議会による「住民による交通事故死ゼロ日数」

交通事故死の発生は、事故の第一当事者の居住市町村で計上します。端的に言うと「属人主義」ということになります。すなわち、どこで発生した交通死亡事故であっても、事故を引き起こした第一当事者が居住する市町村の「住民による交通事故死ゼロ日数」がストップします。

ここでいう第一当事者とは、当該交通事故を引き起こした車両等の運転手が複数いる場合、そのうち過失割合が最も大きい運転手をいいます。なお、過失が同程度の場合には、負傷程度が軽い方が第一当事者となります。

たとえば、事故が発生した場所が A 市内であっても、第一当事者の居住市町村が B 町であった場合は、A 市のゼロ日数記録は継続しますが、B 町の記録はストップすることになります。

なお、死亡者の居住市町村は、この日数の算定には影響しません。

(2) 公益社団法人 北海道交通安全推進委員会による「交通事故死ゼロ日数」

交通事故死の発生は、事故の発生市町村で計上します。端的に言うと「属地主義」ということになります。すなわち、どの市町村の居住者によって引き起こされた交通死亡事故であっても、事故が発生した場所が属する市町村の「交通事故死ゼロ日数」がストップします。

たとえば、事故が発生した場所が A 市内であれば、上記の「第一当事者」の居住市町村が B 町であっても、A 市のゼロ日数記録はストップし、B 町の記録は継続することになります。

なお、この場合も死亡者の居住市町村は、日数の算定には影響しません。

2 共通事項

(1) 起算日と終了日

ゼロ期間の起算日は事故発生の翌日で、終了日は次の事故発生の前日です。

(2) 計上できる死亡事故

事故発生時刻から 24 時間以内に死亡が確認された交通事故で、発生翌日以降に北海道警察がホームページで「人身交通事故発生状況」として公表し、「事故日報」に計上した事故です。

(3) 交通死亡事故として計上されない例

- ・けんかなどのトラブルから加害者が被害者をひき殺した。
- ・電柱に突っ込み自殺した。
- ・心疾患や脳疾患などの病気が原因で起こった交通事故

※ 警察が必要な捜査をおこない交通事故か事件なのかを判断しますが、数日から数か月を要する場合があります。